

議案第49号

平成20年度 川崎市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成20年度川崎市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | |
|--------------------------|--------------|
| (1) 処理面積(累計) | 10,652ヘクタール |
| (2) 水洗化助成戸数 | 147戸 |
| (3) 主要な建設改良事業 | |
| 下水幹枝線、ポンプ場及び水処理センター等整備事業 | 16,307,993千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

| 収 入 | | |
|-----|---------|--------------|
| 第1款 | 下水道事業収益 | 40,906,104千円 |
| 第1項 | 営業収益 | 39,184,266千円 |
| 第2項 | 営業外収益 | 1,720,828千円 |
| 第3項 | 特別利益 | 1,010千円 |
| 支 出 | | |
| 第1款 | 下水道事業費用 | 40,177,827千円 |
| 第1項 | 営業費用 | 26,084,750千円 |
| 第2項 | 営業外費用 | 14,063,077千円 |
| 第3項 | 特別損失 | 10,000千円 |
| 第4項 | 予備費 | 20,000千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 15,611,518 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 728,277 千円及び当年度分損益勘定留保資金 14,883,241 千円で補てんするものとする。）。

収 入

| | | |
|------|-----------------|---------------|
| 第1款 | 下水道事業資本的収入 | 34,869,425 千円 |
| 第1項 | 企 業 債 | 27,427,000 千円 |
| 第2項 | 一 般 会 計 出 資 金 | 2,276,490 千円 |
| 第3項 | 国 庫 補 助 金 | 4,433,205 千円 |
| 第4項 | 負 担 金 | 20 千円 |
| 第5項 | 寄 附 金 | 10 千円 |
| 第6項 | 水洗便所等貸付事業収入 | 2,020 千円 |
| 第7項 | 基 金 繰 入 金 | 730,330 千円 |
| 第8項 | 固 定 資 産 売 却 代 金 | 10 千円 |
| 第9項 | 投 資 収 入 | 330 千円 |
| 第10項 | そ の 他 資 本 的 収 入 | 10 千円 |

支 出

| | | |
|-----|------------|---------------|
| 第1款 | 下水道事業資本的支出 | 50,480,943 千円 |
| 第1項 | 建 設 改 良 費 | 16,307,993 千円 |
| 第2項 | 償 還 金 | 30,793,270 千円 |
| 第3項 | 水洗便所等貸付事業費 | 2,020 千円 |
| 第4項 | 基 金 造 成 費 | 320 千円 |
| 第5項 | 投 資 | 3,367,340 千円 |
| 第6項 | 予 備 費 | 10,000 千円 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|------------------------------------|----------------------|-------------|
| 入江崎余熱利用プール 管理運営委託経費 | 平成21年度から 平成24年度まで | 414,557千円 |
| 平成20年度 公共下水道建設事業費 | 平成21年度 | 6,914,810千円 |
| 「水洗便所等貸付事業資金融資」 に伴う金融機関に対する損失補償 | 平成20年度から 債務消滅時まで | 6,211千円 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|-----------------|------------------|---|------------------|--|
| 1 公共下水道 整備事業 | 千円 11,134,000 | 政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。 | 年 9.0% 以 内 | 借入れの日から30か年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。 |

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|-----------|-----------------|--|-----------------|---|
| 2 借換債 | 千円 5,793,000 | 銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。 | 年 9.0% 以内 | 借入れの日から 25 年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。 |
| 3 資本費平準化債 | 10,500,000 | 銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。 | 年 9.0% 以内 | 借入れの日から 20 年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。 |

（一時借入金）

第 7 条 一時借入金の限度額は、24,000,000 千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

4,886,919 千円

（他会計からの補助金）

第 9 条 下水道事業助成及び雨水処理費等に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、15,481,287 千円である。

平成 20 年 2 月 19 日提出

川崎市長 阿部孝夫